

文部時報

昭和五十七年四月
第一二五九号

特集 文教施策の進展——昭和五十六年度の展開と五十七年度の展望——

昭和五十七年度文部省所管予算等の概要

- 一 予算の概況……………4
- 二 重要事項の概要……………5
- 三 行政組織の整備……………11
- 四 教育費の概要……………12

中央教育審議会の動向等

- 一 中央教育審議会……………14
- 二 生涯教育関連施策の推進……………15
- 三 豊かな心を育てる施策の推進……………16

初等中等教育

- 一 初等中等教育の概況……………18
- 二 新教育課程の実施……………18
- 三 学級編制及び教職員定数の改善……………20
- 四 生徒指導の充実……………22
- 五 幼稚園教育の普及と充実……………23
- 六 特殊教育の振興……………25
- 七 教員研修の充実……………26
- 八 公立文教施設の整備……………26

高等教育

- 一 高等教育の概況……………28
- 二 大学の開設及び改革・改善……………29
- 三 大学入学者選抜方法の改善……………32
- 四 医学教育の充実……………33
- 五 教員養成の改善と充実……………33
- 六 大学院の整備と充実……………34
- 七 育英奨学事業の充実……………35
- 八 施設の整備……………36

私学

- 一 私立学校の概況……………39
- 二 私学助成の充実……………39
- 三 専修学校教育の振興……………40

社会教育

- 一 社会教育の概況……………42
- 二 社会教育施設の整備と充実……………42
- 三 社会教育事業の充実……………44
- 四 社会教育指導者の養成……………46
- 五 地域改善対策としての社会教育の振興……………46

体育・スポーツ

- 一 体育行政の概況……………47
- 二 生涯スポーツの振興……………48
- 三 国際競技力の向上と国際協力の推進……………50
- 四 学校保健・学校安全の充実……………51
- 五 学校給食の充実……………50

文化

- 一 文化行政の概況……………53
- 二 芸術文化の振興……………53
- 三 国語・著作権・宗教……………54
- 四 文化財保護の充実……………55
- 五 文化施設の整備……………56

学術研究

- 一 学術行政の概況……………58
- 二 重要基礎研究の推進……………60
- 三 研究所等の整備と充実……………62
- 四 科学研究費補助金の拡充……………63
- 五 学術情報システムの整備……………64

国際交流

- 一 国際交流の概況……………65
- 二 留学生事業の拡充……………66
- 三 海外子女教育の振興……………66
- 四 教育・文化交流の推進……………67
- 五 外国人に対する日本語教育の推進……………69
- 六 学術交流の推進……………70

基礎資料

- 七 国際機関への協力……………71

I 学校教育

- 一 学校数……………73
- 二 学校数／在学者数・教員数／女子在学者、女子教員の占める比率・就園率・進学率／学校教育人口（在学者数）の推移……………73

II 社会教育、体育・スポーツ、文化

- 一 社会教育施設数／社会教育関係職員数／体育・スポーツ施設数／社会体育指導者数／公立文化施設数／国指定文化財……………78

III 学術研究

- 一 研究主体別研究機関数、研究者数、研究費／文部省関係の研究所数……………81

IV 国際交流

- 一 研究者等の交流／芸術家在外研修員数／留学生数／地域別就学形態別海外在留邦人子女数……………82

V 教育財政

- 一 国の予算額に占める文部省所管予算の比率の推移（一般会計）／教育費総額・公財政支出教育費と国民所得との関係／財源別教育費総額（昭和54年度）／各局・大臣官房・文化庁関係重点事項／「生徒指導の充実」・「生涯教育の充実」関係新規施策等……………85

文化財紹介 ● 冷泉家住宅（益田兼房）
名作シリーズ ● 桜山吹図屏風

次号目次……………96
（解説 小林 忠…95）

表紙 林 美紀子 カット 赤羽根秀一

文化

一 文化行政の概況

近年、心の豊かさを求めて国民の文化的欲求が著しく高まり、また、国際化のすう勢の中で高い水準のすぐれた芸術文化が求められており、「文化の時代」と言われるようになっている。

文部省においては、国民が等しくかかる芸術文化を享受しうるよう、①すぐれた芸術文化活動の奨励、②芸術鑑賞機会の充実、③地方文化活動の振興等の施策に取り組んでいる。

また、我が国の歴史の中で生まれ、受け継がれてきた文化的遺産を大切に保存し、伝承し、後世に伝えるとともに、広くその活用を図っていく必要がある。そのため、各分野の文化財について継続して調査研究を進め、指定・選定の充実を図るとともに、これらの文化財の管理、修理、防災等の保存

措置の万全を期することとしている。また、無形の文化財の記録、伝承のため、施策の充実を図っている。

二 芸術文化の振興

優れた芸術文化活動を奨励するための施策として、昭和五十六年度は、次の各事業を行った。芸術祭は、一〇月～十一月、主催公演、協賛公演、参加公演（作品）を実施し、参加公演（作品）のうち優秀なものに芸術祭大賞・優秀賞を授与した。新進芸術家の育成のため、在外研修は三三人、国内研修は三八人を派遣した。優れた成果を上げた芸術家・団体を顕彰するため、芸術選奨（一〇部門につき、文部大臣賞及び文部大臣新人賞）や日本芸術院賞、舞台芸術創作奨励特別賞の授与、新人美術作品買上、優秀映画・こども向けテレビ用優秀映画の製作奨励金の交付（それぞれ、一〇本及び五本）などを行った。民間芸術関係団体の行う事業のうち我が国芸術文化の振興に有意義なものに対し助成を行った。

また、国民の芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、昭和五十六年度は、全国各地で、こども芸術劇場一〇二公演、青少

年芸術劇場九一公演、移動芸術祭一九三公演の巡回公演を行った。このうち、こども芸術劇場・青少年芸術劇場においては、オーケストラの離島・へき地公演二七公演を引き続き実施するとともに、特にこども芸術劇場においては、国際障害者年に協賛して盲学校の児童生徒を対象として合唱の巡回公演を実施した。また、巡回美術展は、国立美術館所蔵内外美術名品展及び現代美術選抜展を、合わせて全国七か所で行った。

さらに、地方における文化活動を振興する施策として、昭和五十六年度は、引き続き、都道府県が行う芸術祭、美術展、巡回公演等や県高校芸術文化祭等の芸術文化事業を補助した。また、昭和五十六年七月、秋田県において開催された第五回全国高校総合文化祭に対し補助を行った。昭和五十七年度は、栃木県で第六回大会が開催される予定である。このほか、公立文化会館の職員の研修や、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣を行った。

三 国語・著作権・宗教

(1) 国語関係では、当用漢字表及び同字体表等の改善にか

かわるものとして、国語審議会から昭和五十六年三月「常用漢字表」が答申された。この「常用漢字表」は、昭和四十七年以来八年間にわたる慎重審議の結果のまとめであり、一般の社会生活での漢字使用の目安となるものである。この答申に基づき、昭和五十六年一〇月一日付けで内閣告示・内閣訓令が制定された。

また、昭和五十七年三月には第一五期の国語審議会が発足し、「現代かなづかい」の内容上の問題点を中心に、検討を開始した。

(2) 中国引揚者に対する日本語教育（新規）

昭和四十七年の国交正常化以来、いわゆる日中孤児が次々と引き揚げてきている。

この中国引揚者の生活適応の円滑化に役立てるため、昭和五十七年度から、中国引揚者が帰国後遭遇する日常の各種生活場面に即した実際的な日本語教材を開発し配布することとしている。

また、この教材を用いて引揚者に日本語教育の指導を行う関係者に対し、必要な指導法の研修を行うこととしている。

(3) 著作権関係では、録音・録画機器の発達・普及に伴う

著作権問題についての著作権審議会第五小委員会報告（昭和五十六年六月）の説明会を開催し、また、著作物の円滑な利用を図るとともに著作権者等の経済的利益を確保するための著作権の集中的処理機構の在り方等に関する調査研究などを行った。

昭和五十七年度は、更に、著作物の新利用方法の開発・普及に伴う著作権問題に関する実態調査を開始することとなった。

(4) 宗務行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修、宗教法人の活動等に関する調査研究を行うとともに、宗務時報・宗教年鑑を発行した。また、昭和五十六年度から新たに、宗教法人の管理運営の参考基準・指針となるべき資料として「宗教法人の管理運営の手引き」を作成している。

四 文化財保護の充実

昭和五十七年三月一日現在、文化財保護法に基づき、国が指定・選定している文化財は、重要文化財（国宝を含む）一万

一、〇八六件（美術工芸品九、一三七件、建造物一、九四九件）、史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）二、三二四件、重要無形文化財保持者各個指定四七件・総合指定七件、保持団体二一件、重要有形民俗文化財一四〇件、重要無形民俗文化財一一三件、重要伝統的建造物群保存地区一七地区となっている。このほか、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能が、選定保存技術として三九件選定されている。

昭和五十六年度においては、国宝・重要文化財に指定された建造物、美術工芸品や重要伝統的建造物群について、文化財保護の実効を確保するため、計画的に保存修理や防災事業を行うための補助金及び国指定文化財の管理の万全を期するため防災設備の保守点検、小修理等文化財の維持管理のための補助金を計上し、これらの事業について助成を行った。さらに、国宝・重要文化財等（美術工芸品）の散逸を防止し、海外流出を避ける等のため、国において買上げを行った。

史跡等については、歴史的に由緒のある史跡等の整備を促進するよう史跡等保存整備事業に対する補助金、さらに史跡等の保存のため、土地を公有化し、史跡公園等として遺構の

保存、活用を図るよう地方公共団体の行う史跡等の買上げについて補助金を計上した。また、特別史跡平城宮跡および飛鳥・藤原宮跡等の発掘調査および整備を実施した。

埋蔵文化財については、都市化の進展、開発事業の急速な増大に伴い、その保存が各地で問題になっており、これに対応するため発掘調査に対する補助金を計上し、助成した。

また、天然記念物（カモシカ等）の食害が大きな社会問題となっているため、幼樹保護、保護柵設置、捕獲、保護管理施設設置等の事業に対する補助を行った。

重要無形文化財について保存団体が行う後継者養成等の事業および重要無形文化財保持者に対して特別助成金を計上したほか、公開事業への補助を行った。

民俗文化財については、方言、民謡等各種調査を補助事業として実施するとともに、重要有形民俗文化財の保存修理、防災等の事業に対する補助金、地方公共団体が行う地域伝承活動や記録作成等伝承のための補助金を計上して助成を行った。

また、文化財の保存に不可欠な文化財保存技術について、その伝承に必要な後継者養成等の事業に対する補助を行った。

た。

昭和五七年度においては、昭和五六年度に引き続き、文化財の保存・活用の事業の充実に努めることとしている。

五 文化施設の整備

(1) 国立文化施設の整備

文化の振興には各種の文化施設が重要な役割を果たしているが、昭和五七年三月現在、国立の文化施設としては、博物館三館（東京、京都、奈良）及び国立劇場（東京）がある。昭和五五年度におけるこれらの施設の入場者総数は約二七万人となっている。また新しい国立文化施設として東京都渋谷区に国立能楽堂（仮称）及び大阪市南区に国立文楽劇場（仮称）を建設中である。

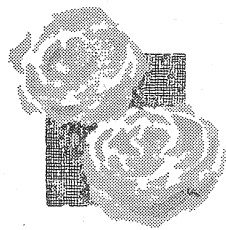
また、オペラ、バレエ、現代舞踏、現代演劇等の舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場（仮称）については、かねてから関係方面より強い要望があり、昭和四六年度に調査費を計上して以来設立準備を推進してきたが、昭和五七年度には、引き続き、建設予定地（東京都渋谷区）の隣接民有地の取得を行うこととしている。

(2) 地方文化施設の整備

地方文化施設については、従来から文化会館、歴史民俗資料館等の公立の文化施設の建設について地方公共団体に対して補助を行っている。

音楽堂、劇場、美術展示場等の機能をもつ公立文化会館は、地域における芸術文化活動の拠点として重要な役割を果たしているが、昭和五六年度には、二五館について補助金を交付した。これにより、補助金の交付を受けて設置された文化会館（固定席五〇〇席以上のホールをもつもの）は、二二五館となった。

また、歴史民俗資料館は地域社会の民俗文化財、歴史資料、考古資料を収集、保存、活用するための施設であるが、昭和五六年度には四一館について補助したほか、埋蔵文化財調査センター八館に補助金を交付した。これより補助金の交付を受けて設置された歴史民俗資料館は三〇五館、埋蔵文化財調査センターは一五館となった。



次 号 目 次

編 集 後 記

特集 これからの生涯スポーツ
生涯スポーツの推進 江橋慎四郎

座 談 会

スポーツを生涯の友に

(出席者) 小野 清子・阪本 央・高石 邦男
松田 岩男・(司会) 福島 幸雄

健康でたくましいこどもの育成 森田 弥

地域に根ざすスポーツクラブ 八代 勉

解 説

体育スポーツ施設の現況 体育局スポーツ課

現 地 ル ポ

学校開放△千葉県松戸市▽ 嘉戸 脩

市民スポーツ△石川県松任市▽ 遠藤 靖夫

▽各省庁が編集する政府刊行物のうち政治、経済、社会の実態と政府の施策の現状について国民の認識を深めてもらうための、いわゆる白書の類は、現在三〇種類ほどあります。
文部省でも、教育白書「我が国の教育水準」を作成していますが、これは五年に一回の刊行となっていますので、毎年の文教の施策の展開や展望については、例年本誌の四月号で当該年度の予算を中心とした特集「文部行政の展望」その他の資料によって周知が図られてきています。
▽今回の四月号では、従来の特集内容を広げ、文部行政全般にわたる五十六年度の実績と五十七年度の展望を中心に、分野別に解説する形に発展させ、特集テーマも「文教施策の進展」と改めました。こうすることによって、各種の文教施策が流れとして理解され易くなることを願って改善したものです。また基礎資料編には、学校教育その他の現況を示す統計資料なども収めておりますので、併せて広く御活用いただけるものとなっています。
(企画室)

MEJ 61 月刊 「文部時報」 4 月 号 第1259号

著作権
所 有

文 部 省

昭和57年 4 月 5 日 印刷
昭和57年 4 月10日 発行

発行所 株式会社ぎょうせい

定価 2 5 0 円 (〒50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

年間購読料 3 0 0 0 円 (〒千共)

電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社行政学会印刷所

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いします